

**登録支援機関による届出 提出資料一覧表（定期・随時）**

支援実施状況に係る届出（定期届出）※赤字は提出必須になります。			
登録支援機関は、特定技能所属機関から支援実施の全部の委託を受けている場合のみ、こちらの届出を提出してください（一部委託を受けている場合は不要です。）。こちらの届出は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、支援委託契約の相手方である特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に提出してください。なお、原則として特定技能外国人ごとに届出書を作成する必要がありますが、支援の実施状況が全く同じである複数の特定技能外国人については、届出書をまとめることができます。			
必要な書類	書式	備考	提出確認欄
支援実施状況に係る届出書	参考様式第4-3号	特定技能所属機関から1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けた場合のみ、提出が必要です。（一部の支援実施しか委託を受けていない場合は、支援実施状況の届出義務は特定技能所属機関にあります。）	有 無
1号特定技能外国人支援対象者名簿	参考様式第4-3号（別紙）	支援の実施状況が全く同じ特定技能外国人が複数人いる場合のみ、当該書式を使用して1部の届出書のみで届出を行うことが可能です。 支援の実施状況が一つでも異なる場合は、特定技能外国人ごとに支援実施状況に係る届出書を作成してください。	有 無
相談記録書	参考様式第5-4号	相談・苦情対応が複数件発生した場合、当該書式に記載して提出してください。 相談・苦情対応が発生しなかった場合は提出不要です。相談・苦情対応が1件のみ発生した場合は、当該様式は使用せず、支援実施状況に係る届出書（参考様式第4-3号）の「相談内容及び対応結果」欄に直接記入してください。 なお、全ての相談・苦情案件について、「対応結果」欄まで記載されている必要があります。	有 無
定期面談報告書（特定技能外国人用）	参考様式第5-5号	届出対象期間中に定期面談を実施した場合、当該書式を提出してください。	有 無
定期面談報告書（監督者用）	参考様式第5-6号	届出対象期間中に定期面談を実施した場合、当該書式を提出してください。	有 無
理由書	（任意様式）	届出期間内に届出ができなかった場合、その理由を記載した理由書を添付してください。 また、その他の届出事項について、特異な状況等を説明する必要がある場合にも、理由書を提出願います。	有 無

登録事項変更に係る届出（随時届出）※赤字は提出必須になります。			
下記に掲げる「届出が必要な変更事由」に変更が生じた場合、変更が生じた日から14日以内に、登録支援機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局までこちらの届出を提出してください。なお、変更事由が複数に及ぶ場合、別記第29号の16様式別紙（参考様式第4-4号）を添付することで、まとめて届出をすることが可能です。			
※登録支援機関の支援責任者又は支援担当者の方の変更については、こちらの届出は不要ですが、実際に特定技能外国人に対する支援実施を担当していた場合は当該特定技能外国人の支援計画書に変更が生じるため、特定技能所属機関から「支援計画変更に係る届出（支援計画を変更したとき）」の提出が必要になります。			
届出が必要な変更事由	届出書様式	添付書類（共通）	備考
（法人）名称 （個人事業主）氏名・屋号	登録事項変更に関する届出書 （別記第29号の16様式）	登録支援機関概要書 （参考様式第2-2号） ※変更部分のみ記載	（法人の場合） 登記事項証明書
住所 （郵便番号、電話番号を含む）			（個人事業主の場合） 住民票の写し 又は 変更後の屋号を明らかにする資料
代表者氏名			（法人の場合） 登記事項証明書
支援業務を行う事業所の所在地 （名称、郵便番号を含む）			（個人事業主の場合） 住民票の写し
支援業務の内容及び実施方法			（届出書で変更内容を説明しきれない場合） 変更内容が分かる資料、説明書等
支援業務を開始する予定年月日			
相談に応じる体制の概要 （対応可能言語）			登録支援機関概要書 （参考様式第2-2号） ※変更部分のみ記載

支援業務の休止・廃止・再開に係る届出（随時届出）※赤字は提出必須になります。			
支援業務を休止又は廃止する場合、休業日時から14日以内に、登録支援機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局までこちらの届出を提出してください。休止した支援業務を再開しようとするときは、再開予定日の1か月前までに、支援業務の再開に係る届出書を提出してください。			
届出事由	届出書	添付書類	備考
休止	支援業務の休止又は廃止に係る届出書 （参考様式第4-1号）		支援業務を休止する旨の届出があったときは、当庁HPで公表している登録支援機関登録簿にその旨掲載されます。
再開	支援業務の再開に係る届出書 （参考様式第4-2号）	支援業務遂行のための必要な体制が整備されていることを証する資料	休止した原因が「支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないこと」である場合、再開するに当たり、必要に応じて当該理由が払拭されたことを証する資料を提出してください。
廃止	支援業務の休止又は廃止に係る届出書 （参考様式第4-1号）	登録支援機関登録通知書 （原本を返納してください）	支援業務を廃止する旨の届出があったときは、登録の効力は失われます。当庁HPで公表している登録支援機関登録簿からも削除されます。

～これらの届出は全てインターネットから提出することができます！～  
※インターネットで提出する場合、届出書の添付は不要（画面上で入力）ですが、それ以外の書類はデータを添付する必要があります。

インターネットにより届出を提出する際は、事前に利用者情報登録が必要です。  
詳しくは出入国在留管理庁電子届出システムポータルサイト（[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)）をご覧ください。



詳しくはコチラ →

○提出先となる特定技能所属機関の住所（支援実施状況に係る届出の場合）又は登録支援機関の住所（随時届出の場合）を管轄する地方出入国在留管理局・支局は以下のとおりです（法人の場合は、登記上の本店所在地を管轄する局になります。）。

地方局・支局名	担当部門	住所	届出を管轄する都道府県
札幌出入国在留管理局	審査部門	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	北海道
仙台出入国在留管理局	審査部門	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県
東京出入国在留管理局	就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、新潟県、山梨県、長野県
東京出入国在留管理局 横浜支局	就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
大阪出入国在留管理局	就労審査部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目29番53号	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
大阪出入国在留管理局 神戸支局	審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	兵庫県
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松出入国在留管理局	審査部門	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門	【持参による提出先】 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 【郵送による提出先】 〒814-0005 福岡県福岡市早良区祖原14-15	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県
福岡出入国在留管理局 那覇支局	審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	沖縄県

○届出の具体的な記載方法についてはホームページの記載例を御参照ください。

各種届出様式、記載例はコチラ→



○その他、特定技能に係る詳細については運用要領及び特定分野に係る要領別冊等を御参照ください。

要領等はコチラ→



## ★届出を提出する前に以下をチェックしてください★

- チェック漏れや記載漏れはありませんか。
- 届出を行う機関及び担当者は登録支援機関及びその職員になっていますか。
- 署名すべき欄はきちんと署名されていますか。印字していませんか。
- 署名する人は間違っていますか。
- 定期届出は四半期ごとの提出期限内、随時届出は事由が発生又は事由を認知してから14日以内の提出ですか。  
※届出が遅延した場合は、その理由を記載した理由書を提出する必要があります。
- 提出すべき届出書は全てそろっていますか。
- 添付書類に記載漏れや誤りはありますか。
- 提出先について、定期届出の場合は特定技能外国人所属機関の登記上の本店所在地、随時届出の場合は登録支援機関の登記上の本店所在地（個人事業主の場合はそれぞれ事業主の方の住民票上の住所）を管轄する地方局又は支局になっていますか。  
※事業所（支店、工場、店舗等）単位で作成・提出するものではないため、御注意ください。